

# E i w a N e w s

個人型確定拠出年金等、路線価公表

平成 28 年 7 月  
( No. 132 )

平成 28 年 5 月 24 日に「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」が国会で可決・成立いたしました。

今回の改正により、個人型確定拠出年金の加入対象者の範囲の拡大や新制度の創設などが行われました。

## [ 1 ] 個人型確定拠出年金制度の改正

### (1) 制度の概要

個人型確定拠出年金は、老後の所得保障の充実を図るため、掛金を拠出することにより公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金の一種です。

### (2) 加入対象者の範囲の拡大

個人型確定拠出年金制度の改正により、平成 29 年 1 月から従来の加入対象者（第 1 号被保険者（自営業者等）など）に、企業年金加入者・公務員・第 3 号被保険者（専業主婦等）などを含め基本的にすべての方が加入できるようになります。

### (3) 税制上の優遇措置

#### 拠出時

掛金は、拠出限度額までその全額が所得控除されます。

#### 運用時

運用益は課税されません。

#### 給付時

老齢給付金を一時金として受給する場合は退職所得控除、年金として受給する場合は、公的年金等控除の適用があります。

### (4) 個人型確定拠出年金への小規模事業主掛金納付制度の創設

年金制度を設けていない中小企業（従業員100人以下）が、個人型確定拠出年金に加入している従業者に掛金を追加拠出することを可能にしたもので、年金制度を設けているのと同じ効果が得られるようになります。

これには、税制上のメリット（事業主が拠出する掛金は損金算入、従業員の給与所得には含めないなど）もあります。

この制度は平成28年6月3日から2年以内（政令で定める日）に施行される予定です。

## [ 2 ] 平成 28 年分の路線価公表

平成 28 年分の路線価が 7 月 1 日に公表されました。

路線価は、各国税局が算定する 1 平方メートル当たりの土地の評価額をいい、相続税や贈与税を計算する上で必要な指標です。

また、これは一般的に実際の取引価格の 8 割程度であると言われてています。

主な都市部の最高路線価は以下のとおりです。

全国の最高路線価地点は、31 年連続で東京都中央区銀座 5 丁目銀座中央通り（鳩居堂前）で、1 平方メートル当たり 3,200 万円（前年比 504 万円増）でした。

札幌、仙台、東京、金沢、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡の 10 都市で前年比 10% 以上の上昇率となり、全国的にも都道府県庁所在都市の最高路線価は上昇又は横ばいが前年を上回り、下落した都市は大幅に減少しました。

（1 m<sup>2</sup>当たり）

最高路線価の所在地	最高路線価		対前年変動率	
	平成 28 年分	平成 27 年分	平成 28 年分	平成 27 年分
	千円	千円	%	%
札幌(中央区北 5 条西 3 丁目 札幌停車場線通り)	3,120	2,790	11.8	4.9
仙台(青葉区中央 1 丁目 青葉通り)	1,980	1,760	12.5	4.8
さいたま(大宮区桜木町 2 丁目 大宮駅西口駅前ロータリー)	2,760	2,580	7.0	7.1
千葉(中央区富士見 2 丁目 千葉駅側通り)	1,120	1,090	2.8	1.8
東京(中央区銀座 5 丁目 銀座中央通り)	32,000	26,960	18.7	14.2
横浜(西区南幸 1 丁目 横浜駅西口バスターミナル前通り)	7,810	7,130	9.5	7.1
名古屋(中村区名駅 1 丁目 名駅通り)	8,400	7,360	14.1	11.5
京都(下京区四条通寺町東入 2 丁目御旅町 四条通)	3,250	2,780	16.9	5.3
大阪(北区角田町 御堂筋)	10,160	8,320	22.1	10.1
神戸(中央区三宮町 1 丁目 三宮センター街)	2,800	2,480	12.9	3.3
広島(中区胡町 相生通り)	2,300	2,050	12.2	10.2
福岡(中央区天神 2 丁目 渡辺通り)	5,600	5,000	12.0	5.3
熊本(中央区手取本町 下通り)	1,190	1,150	3.5	0.0

全国の路線価は、平成 22 年分から平成 28 年分につき、国税庁ホームページの『財産評価基準書 路線価図・評価倍率表』のページ(<http://www.rosenka.nta.go.jp/>)で、閲覧することができます。

また、平成 28 年分の路線価によるご自宅や会社の土地等の評価額については、弊事務所の担当者にお気軽にお問い合わせください。